福介護第519号

2020年（令和2年）1月22日

各事業所長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　福山市長　枝　直幹

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（保健福祉局長寿社会応援部介護保険課）

非常災害に関する計画について（通知）

平素より、本市福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき，感謝申しあげます。

さて，介護保険指定事業所・施設及び軽費老人ホーム・有料老人ホーム等（以下「施設等」という。）については，関係法令・基準・通知等の規定により，「非常災害等に対応するための計画」について，様々な書類の作成提出が義務付けられています。今般，一定の整理をしましたのでお知らせするものです。

　今後の「計画」の作成，提出，計画に基づく避難訓練等の実施においては，この通知のほか，関係法令・基準・通知等を参照の上，適正に実施いただきますようお願いします。

1　「A防災（避難）台帳」

　他の計画等と重複することから，作成及び提出は不要です。ただし，施設等が事業運営の必要性等から任意に作成し，活用することについては，妨げるものではありません。

2　「B非常災害対策計画」

　施設等ごとに定められた基準等（本市が定める基準条例等）により，作成が義務付けられているものです。施設等において基準条例等を参照の上，適正に作成・更新して管理してください。提出は不要です。

3　「C避難確保計画」

　浸水想定区域，土砂災害警戒区域，津波浸水想定区域に所在し，福山市地域防災計画（※）に定められた施設等は当該災害にかかる避難確保計画の作成義務があります。2018年（平成30年）10月以降，施設等には個別に作成・提出の通知を送付しているところです。未作成あるいは提出後に変更があった場合，速やかに提出いただきますようお願いします。

※対象事業所・区域確認方法

福山市ホームページ→担当部署で探す→危機管理防災課

「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について」

4　計画の提出・作成区別表（参考）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 介護保険サービスの指定を受ける全施設・事業所及び軽費老人ホーム・有料老人ホーム（訪問系サービスを除く） | 計　画　種　別 | 説明 | 今後の運用 |
| 作成 | 提出 |
| A | 防災（避難）台帳 | 県通知により実施 | 不要 | 不要 |
| B | 非常災害対策計画 | 指定基準による義務 | 必要 | 不要 |
|  | 浸水想定区域，土砂災害警戒区域，津波浸水想定内に所在し，市が作成する地域防災計画に定められた要配慮者利用施設 | C | 避難確保計画 | 水防，土砂等関係法令により，危険区域に所在する場合に作成 | 必要※ | 必要※ |

※対象事業所のみ

【お問い合わせ先】

〒720-8501　福山市東桜町3番5号

福山市保健福祉局長寿社会応援部介護保険課

TEL　084-928-1259

FAX 084-928-1732

E-mail　kaigo@city.fukyama.hiroshima.jp